

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成 18 年環境省告示第 98 号）の改正案について

環境省では、P C B 廃棄物の処理に関して、平成 17 年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成 21 年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量 P C B 汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量 P C B 汚染廃電気機器等以外の P C B を含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました（詳細は参考資料を参照）。その結果、最大 5,200mg/kg の P C B 汚染物を含む試験試料について、确实かつ適正に処理を行うことが確認できました。

今般、これらの実証試験結果に基づき、「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、標記告示の 2 に以下の P C B 廃棄物を加えることについて検討しています。

なお、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ确实に処理することが確認された濃度範囲内での処理とするよう運用することとしています。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）のうち、次に掲げるもの
 - ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの
 - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 金属くず、陶磁器くず若しくは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破砕その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

(3) ポリ塩化ビフェニル処理物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）のうち、次に掲げるもの

- 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- 上記以外であって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該ポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの